

intloop

×



High Performer
Consultant

コロナを契機に政府のデジタル化が 加速する

なかなかデジタル化が進まなかった行政の手続きや民間の契約。
コロナを契機に脱「対面・紙・ハンコ」のデジタル化への動きが強くなってきました。
では、いったいデジタル化のためには、どのような条件が必要なのでしょうか？
デジタル化が進まなかった経緯をたどりつつ、法律、IT技術、提供側と利用者側の意識の切り口からご説明します。

目次

1. 対面・紙・ハンコ文化が横行している分野
 2. デジタル化が進まなかった経緯
 3. デジタル化を進める法律
 4. デジタル化を実現する技術
- 

1. 対面・紙・ハンコ文化が横行している分野

2. デジタル化が進まなかった経緯

3. デジタル化を進める法律

4. デジタル化を実現する技術

対面・紙・ハンコ文化が横行している分野：行政手続き

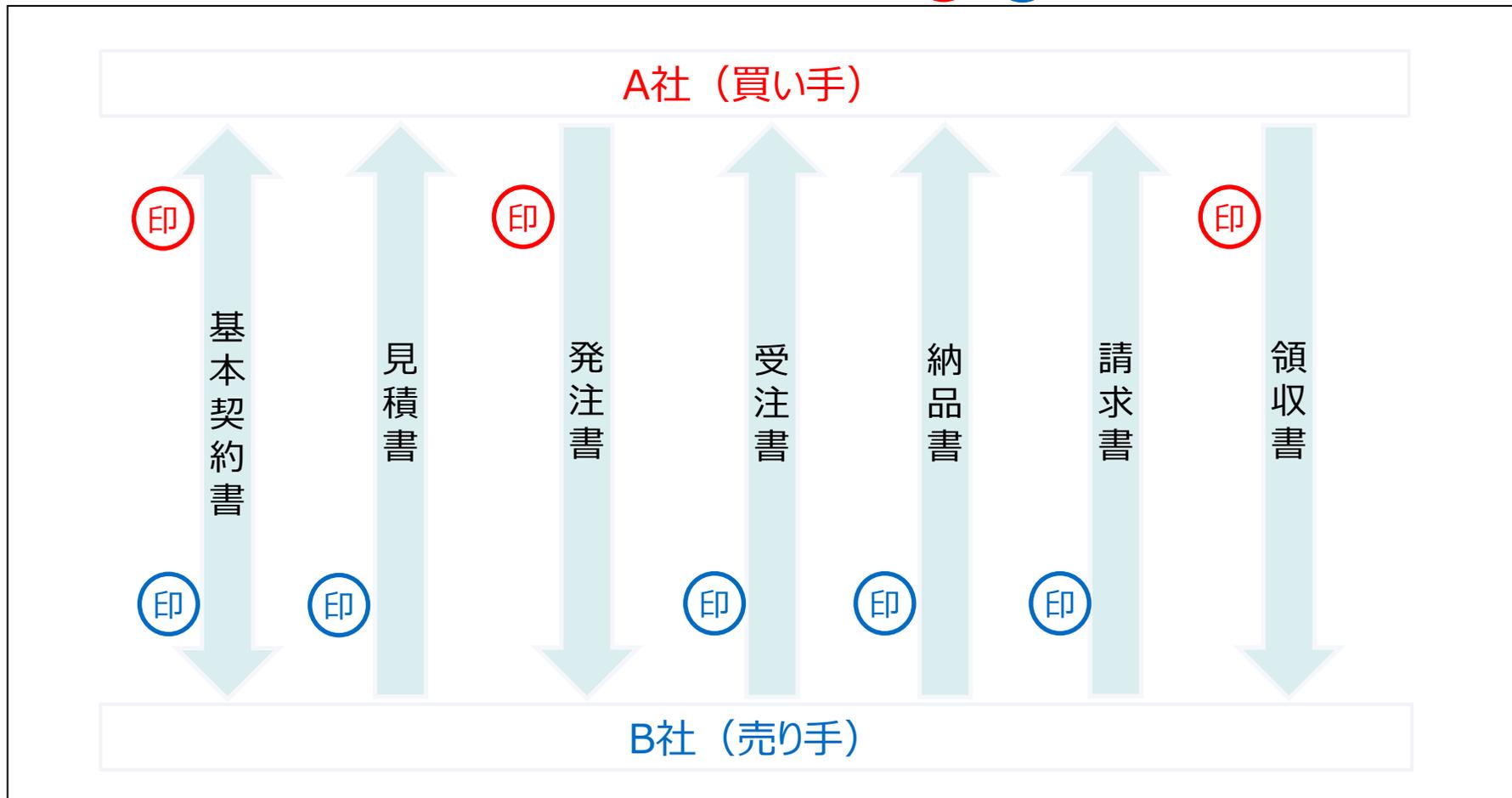
行政の全46,385種類の手続のうち、9割以上は法令上オンラインで実施することが可能です。しかしながら、実際に電子化されているのは、利用率の多いものに限られており、法令上オンライン可能であっても、システムがないことから、実際にはオンラインで手続を行うことができないのが現状です。

分野	システム有無	オンライン利用率 ※平成28年度	主な手続き
法務	あり	68.4%	<ul style="list-style-type: none">不動産登記の申請商業・法人登記の申請登記事項証明書等の交付請求等
税金	あり	60.1%	<ul style="list-style-type: none">法人税、地方税、消費税などの国税の申告電子申告、各税金に関する届出書
社会保険・労働保険	あり	11.8%	<ul style="list-style-type: none">健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届被保険者報酬月額変更届報酬月額算定基礎届労働保険の年度更新
補助金	なし	—	<ul style="list-style-type: none">補助金交付の申請補助金の概算払の申請納税貯蓄組合に対する補助金交付申請
国家資格	なし	—	<ul style="list-style-type: none">各種国家資格の申請
知的財産	なし	—	<ul style="list-style-type: none">特許、実用新案、意匠、商標、工業所有権などの出願

対面・紙・ハンコ文化が横行している分野：企業間の契約

行政手続きだけでなく、民間の企業間の取引でも契約書や発注書、請求書など、様々な場面で押印が必要とされています。

企業間の取引の例 印 印：押印が発生するタイミング



-
1. 対面・紙・ハンコ文化が横行している分野
 - 2. デジタル化が進まなかった経緯**
 3. デジタル化を進める法律
 4. デジタル化を実現する技術

デジタル化が進まなかった経緯：日本独特の「ハンコ文化」

日本におけるハンコ文化の歴史は古く、現在も行政手続きや契約手続きにて、「対面」「紙」「ハンコ」が根深く残っています。しかし、海外の使用状況を比較すると、ハンコ文化、ハンコに対する信用度の高さは日本独特の慣習であることがわかります。

国・地域	印鑑登録制度	使用状況
日本	あり	政府・企業のほか個人の日常でも使用頻度が多い
韓国	あり	押印とサインを併用 日常生活ではサインが主流
台湾	あり	不動産賃貸や口座開設に必要 姓名を掘る
中国	なし	政府機関や企業は組織印を使用 個人はサイン
米国	なし	公証人によるサイン証明あり

出典元：日本経済新聞「脱ハンコ」コロナで機運 在宅勤務推進の妨げに（URL）<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO59399040R20C20A5000000/>

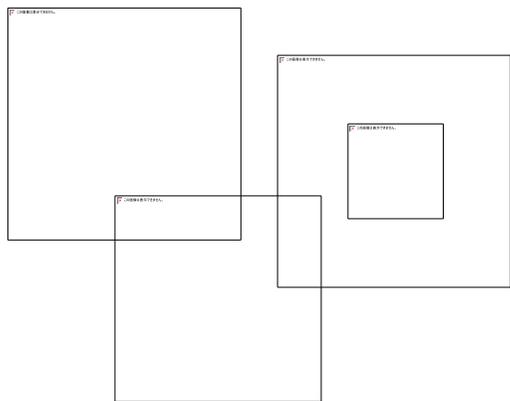
デジタル化が進まなかった経緯：進まない「ペーパーレス化」

コスト削減や、情報共有の柔軟性など、様々なメリットがあるにもかかわらず、ペーパーレス化が進んでいないことも阻害要因となっています。

ペーパーレス化が進まない3つの理由

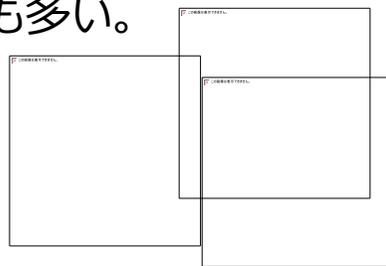
1. 導入コストの高さ

デジタル機器の準備や、セキュリティ対策など、導入コストが高い。



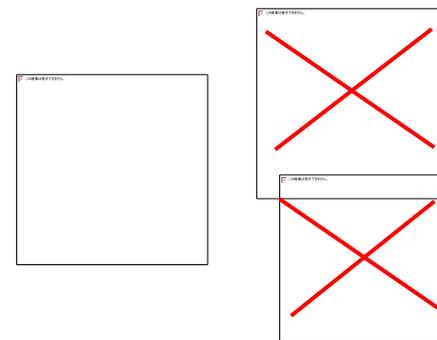
2. ITリテラシーの格差

機器の使い方や情報知識を身につける必要があり、これまで慣れ親しんできたやり方と大きく変わることにストレスや不安を覚えることも多い。



3. 障害時のリスク

システムダウンなどの障害時に、業務に大きく影響する可能性がある。



デジタル化が進まなかった経緯：信頼性への懸念

国による法令やガイドラインなどの公的な仕組みが整備されていなかったことで、信頼性が担保されていないと感じられていることも理由の一つと考えられます。

EUでは2014年8月にeIDAS規則を発効し、電子取引における確実性を確保するための規定を定めています。これに倣い、現在は日本でも法制化が進められています。

電子取引に関するサービスとeIDAS規則による規定

電子署名	● 自然人が電磁的に記録された情報について、その自然人が作成したことを示すもの
タイムスタンプ	● 電子データが、ある時刻に存在していたこととその時刻以降に改ざんされていないことを示すもの
ウェブサイト認証	● ウェブサイトが申請で正当な主体により管理されていることが保証できることを示すもの
eシール	● 文書の期限と完全性の確実性を保証し、電子文書等が法人によって発行されたことを示すもの
eデリバリー	● データの送受信の証明も含め、データ送信の取り扱いに関する証拠を提供するもの

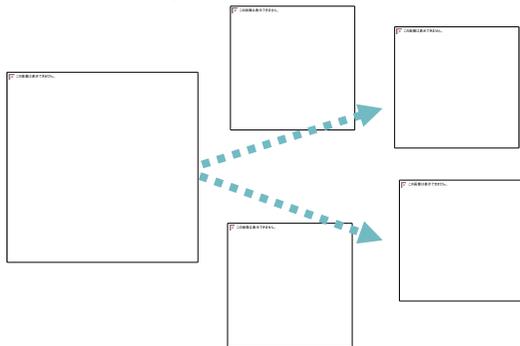
デジタル化が進まなかった経緯：公的機関での対応の遅れ

政府全体では行政手続の電子化はこれまでも進められてきました。しかしながら、各公的機関での対応が遅れており、行政サービスを利用・申請する企業や国民にとっても、これを受け取る職員にとっても負担が大きく、オンライン化が進んでいない状態です。

公的機関の電子化における3つの課題

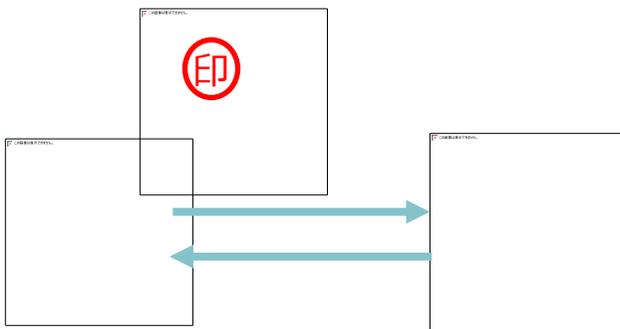
1. 情報の一元管理ができていない

各省庁で電子化が個別に行われてきたため、各機関で情報の共有ができず、異なる手続きで何度も同じ情報を入力する必要がある。



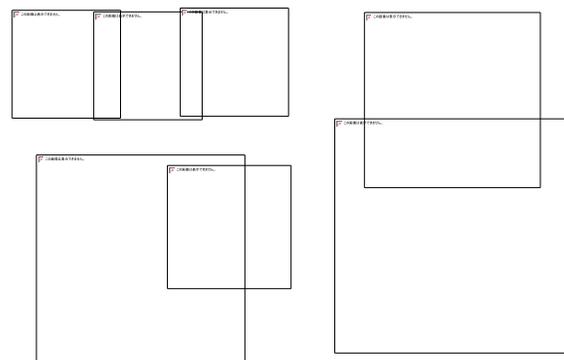
2. 添付書類の電子化が進んでいない

オンラインで申請が可能でも、最終的に捺印した添付書類の提出が必要になるケースが多い。



3. 無駄な作業が発生している

添付漏れ・記載内容を窓口で何度も調整したり、手続きのために書類を一から作成する必要がある。



-
1. 対面・紙・ハンコ文化が横行している分野
 2. デジタル化が進まなかった経緯
 - 3. デジタル化を進める法律**
 4. デジタル化を実現する技術

デジタル化を進める法律

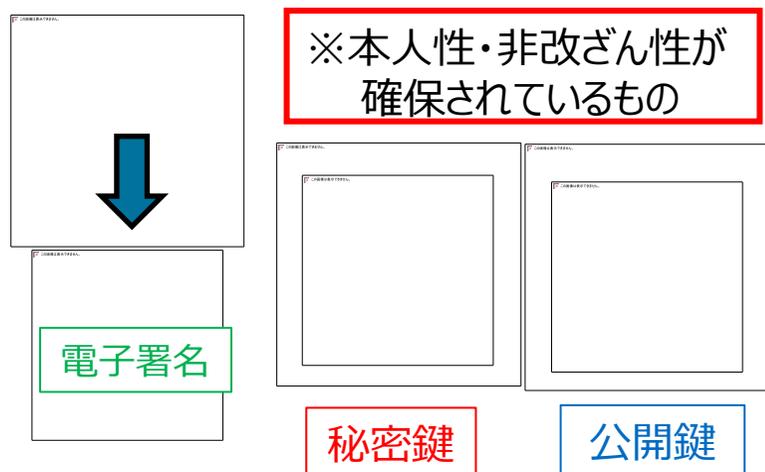
デジタル化を進める取り組みとして、下記のような法律が施行されています。

法律	施行	概要
電子署名法	2001年	電子文書に施される「電子署名」を定義し、法的効果ならびにその認証制度を整備した。
e-文書法	2005年	法人税法や会社法、商法、証券取引法などで保管が義務づけられている文書や帳簿、請求書、領収書などについて、紙媒体だけでなく電子化した文書ファイル（電磁的記録）での保存を認める法律。
電子委任状法	2018年	法人の代表者が従業員に代理権を与えたことを表示する「電子委任状」の普及を促進するための法律。
官民データ活用推進 基本法	2018年	行政機関にかかわる申請、届け出などの手続きを原則オンラインで実施できるよう措置を講ずるなどの基本的施策を策定した。
デジタルファースト法	2019年	行政手続きを原則として電子申請に統一するための法律。

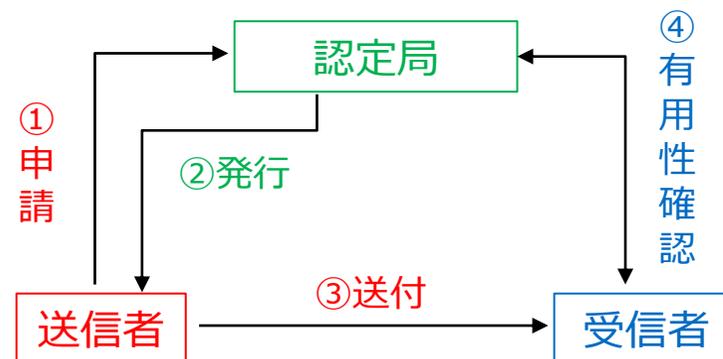
デジタル化を進める法律：電子署名法

「電子署名法」

2001年4月1日より施行された法律で、具体的には、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度等を定めています。電子署名の信頼性を担保するための法律です。



作成者本人による一定の条件を満たす電子署名がされているときは、電磁的記録の真正に成立したものと推定する。



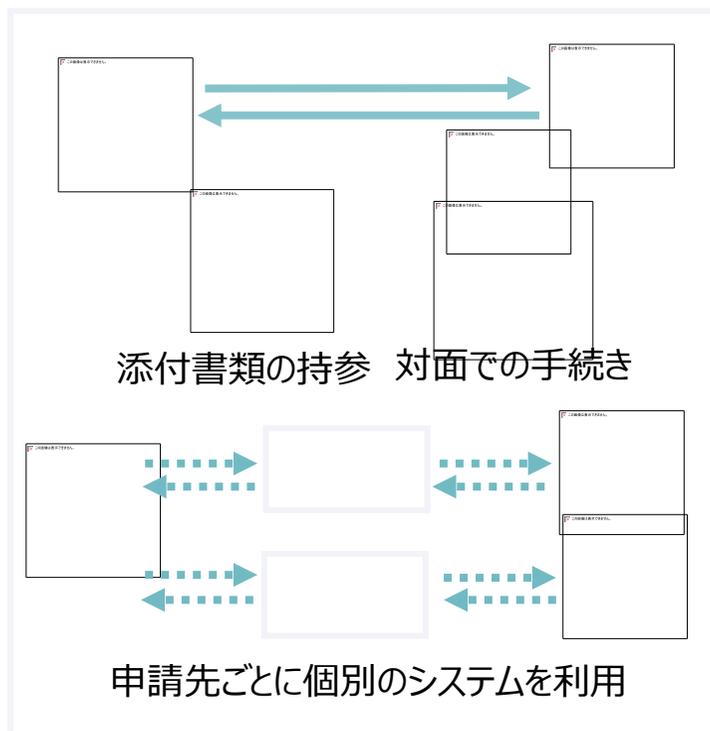
電子署名の方式、業務の用に供する設備、利用者の真偽確認の方法等が定められており、こうした認定を受けた認定局が発行する電子証明書は、一定レベルの信頼性を保ったものだと判断される。

デジタル化を進める法律：デジタルファースト法

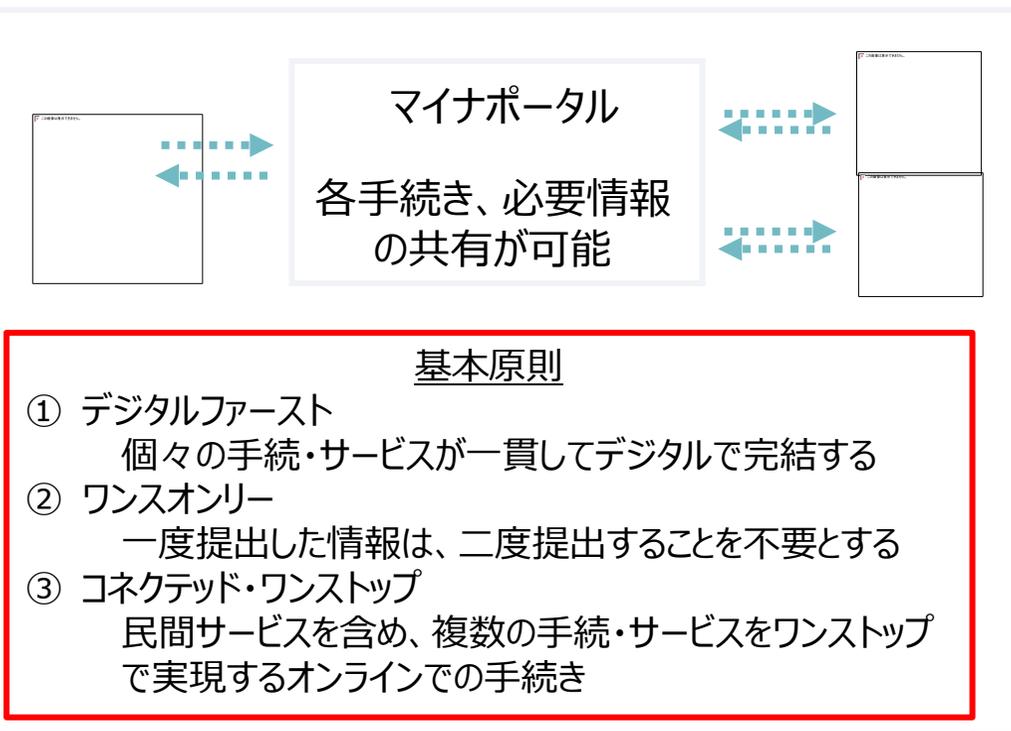
「デジタルファースト法」

2019年5月24日に成立した法律で、「デジタル手続法」とも呼ばれています。具体的には、行政手続きを電子申請で一元化することで、ユーザーの利便性を高めるとともに、行政の効率化につなげることを目的としています。公的機関の対応の遅れを是正するための法律です。

【現状】



【将来】



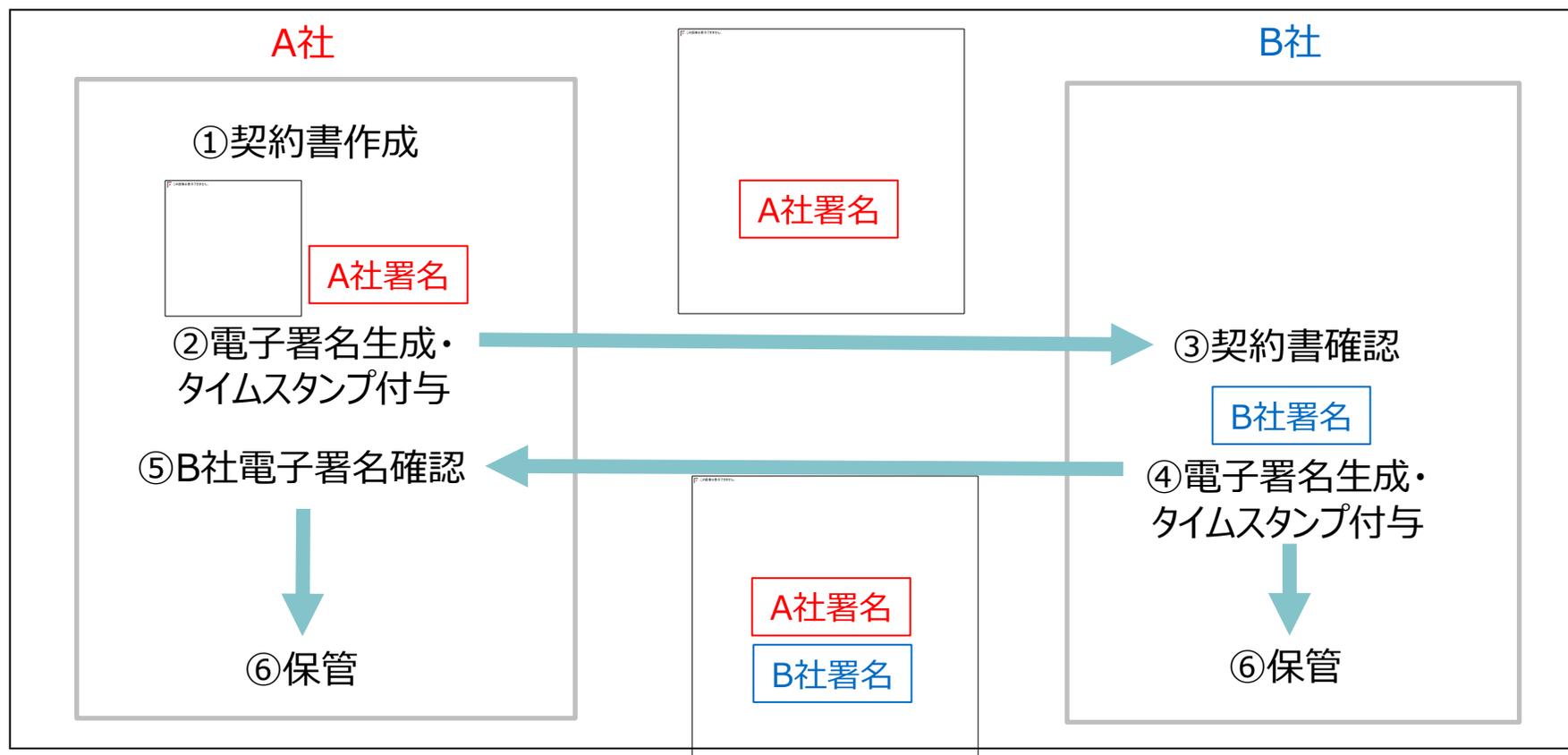
-
1. 対面・紙・ハンコ文化が横行している分野
 2. デジタル化が進まなかった経緯
 3. デジタル化を進める法律
 - 4. デジタル化を実現する技術**

デジタル化を実現する技術：各ソフトウェアの利用

「脱ハンコ」対応の技術を紹介します。署名や取引・契約のデジタル化には、大きく分けて「各ソフトウェアを利用する方法」と「電子契約サービスを利用する方法」の2つの方法があります。

1. 各ソフトウェアを利用する方法

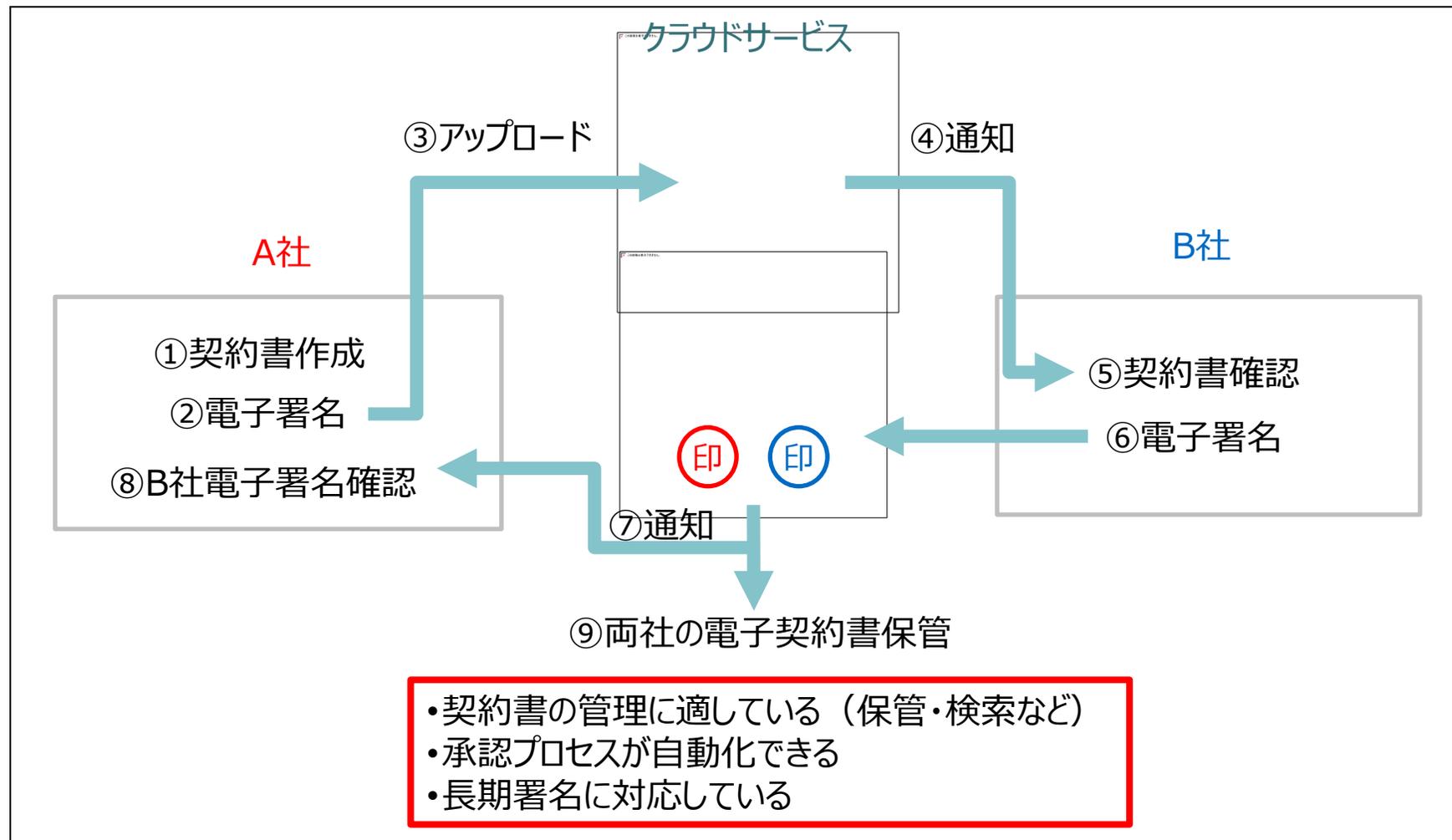
文書作成のソフトウェア（例：Word、Excel、PPT、PDF）の機能で、電子署名を施すことで契約を締結します。各社にてサーバーに電子データを保管します。



デジタル化を実現する技術：電子契約サービスの利用

2. 電子契約サービスを利用する方法

ファイルをインターネット上で交換し、電子署名を施すことで契約を締結します。企業のサーバーやクラウドストレージなどに電子データを保管します。



デジタル化を実現する技術：導入にあたっての注意点

電子契約の導入にあたって以下のような注意点があります。

- 法律によって電子化できない書面がある

法律で書面（紙）による締結や交付が義務付けられているものも存在します。

- 例）
- ・労働者派遣の個別契約（[人材派遣法 第26条1項](#)、[人材派遣法施行規則 第21条3項](#)）
 - ・訪問販売等の特定商取引における書面（[特定商取引に関する法律 第4条](#)など）
 - ・宅地建物売買等媒介契約（[宅地建物取引業法 第34条の2](#)） など

- 双方の取り決めが前提となる

相手が合意することで契約は締結されますので、取引先である相手が電子契約を拒んで従来の書面による契約を希望した場合には、相手に合わせなければならないケースも少なくありません。

また、導入する電子契約サービスによっては、相手にも費用を負担させてしまうこともあります。

そのため、双方の取り決めが前提となります。

まとめ

いまだ「対面・紙・ハンコ」文化が残る行政の手続きや民間の契約ですが、コロナ騒動を契機に、政府を主導にデジタル化がよりいっそう進められることになりました。

日本でも、タイムスタンプやeシールといった認定制度を、予定より大幅に前倒して運用することになりました。そのため、民間企業においても、電子署名や電子契約サービスはますます普及すると考えられます。

ただし、いままでデジタル化が進まなかった経緯を鑑みると、まだまだ課題も多く存在します。デジタル化を進めるするには、システムやサービスの導入だけでなく、各企業の経営者が問題意識を持ち、全社的な取り組みを進めることが重要です。

INTLOOPについて

さまざまな経営課題の解決を支援するコンサルティング事業を主軸に、テクノロジーを駆使しビジネスモデルの変革を目指すデジタルトランスフォーメーション事業、システムの開発・導入を支援するテクノロジーソリューション事業、専門性の高い人材をご紹介する人材ソリューション事業の4事業を柱に事業を展開。

常にお客様の視点に立つことを第一義に考え、お客様の課題に対して最適なソリューションを提供し続けています。

お問合せ

下記フォームよりお問合せください。

<https://www.intloop.com/contact/general/>

記載の企業ロゴデザインについて

記載している企業のロゴ、商標は企業が提示しているガイドラインを確認したうえで記載しています。デザイン、商標についての著作権は、それぞれの企業に帰属しています。

免責事項

この文書に記載されている情報は一般的なものであり、特定の個人や組織に対するアドバイスを提供するものではありません。掲載情報の正確さについてできる限りの努力をしていますが、その正確性や適切性を保証するものではありません。何らかの行動をとられる場合は、本資料の情報のみを根拠とせず、専門家による適切な分析・アドバイスをもとにご判断ください。当資料を用いて行う一切の行為、被った損害・損失に対しては当社は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。当資料の著作権は当社にあります。当資料の転載、流用、転売など、ダウンロードされたご本人様以外のご利用は固くお断りさせていただきます。